GoTo おばまバスツアー補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、小浜市における観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、 新型コロナウイルス感染症対策を徹底した旅行業者が主催する、小浜市への観 光バスツアーにおいて、市内の飲食店、お土産物店、観光施設、宿泊施設を利 用する場合に小浜市が行う「GoTo おばまバスツアー補助金(以下「補助金」と いう。)」の交付等について必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者は、バス1台当たり14人以上が参加するツアー (バスは中型車以上に限り、修学旅行および遠足等を除く。)であって、次の各 号のいずれかに該当する者を主催または手配する旅行業者(以下「事業者」と いう。)とする。
 - (1) 日帰りツアー 宿泊を伴わないツアーで、市内の飲食店、土産物店または 観光施設のいずれか2か所以上に立ち寄るもの。
 - (2) 宿泊ツアー 宿泊を伴うツアーで、市内の宿泊施設に宿泊するもの。

(補助金の額等)

第3条 補助金の区分および額は、次のとおりとし、予算の範囲で交付するものとする。

区分	補助金の額
日帰りツアー	バス1台当たり1万円
宿泊ツアー	バス1台当たり5万円

ツアー参加者を福井県民に限る場合は、日帰りツアーについてはバス1台 当たり5千円を、宿泊ツアーについてはバス1台当たり1万円を加算する。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、小浜市補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) ツアー旅程表
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を 審査の上、交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書により事業 者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に補助金変更(中止)届出書(様式第3号)を

提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告)

- 第7条 事業者は、ツアーが完了したときは、14日以内に小浜市補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 観光バスツアー状況写真
- (2) 日帰りツアーの場合は、市内の立ち寄り先が確認できるもの
- (3) 宿泊ツアーの場合は、宿泊先の領収書のコピー
- (3) 観光バスツアー旅程表 (実績)
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策の内容および写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条に基づく実績報告の提出があったときは、当該実績報告に係る書類の審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金等の額を確定し、事業者に文書を交付して通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第6号) を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

- 第10条 市長は、補助金の交付申請を行った事業者が虚偽の申請その他不正の 手段により補助金の交付決定を受け、または補助金の交付を受けたときは、そ の決定を取消し、または既に交付した補助金の全部または一部を返還させるも のとする。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により事業者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年11月13日から施行する。